奈良市建築審査会の概要

審査会等の名称	奈良市建築審査会
設置目的	建築基準法に規定する同意及び審査請求に対する裁決 についての議決、同法の施行に関する重要事項を調査 審議する
設置根拠法令等	建築基準法第5章(第78条から第83条)
設置年月日	昭和 49 年 5 月 1 日
委員数	7人
任期	2 年
委員構成	法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関して優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者
公開・非公開の別	奈良市建築審査会公開要領による
担当課	都市整備部 建築指導課